

鹿児島県喀痰吸引等業務（不特定多数の者対象）登録申請等実施要綱

（趣旨）

第1条 「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号。以下「法」という。），「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。），「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（喀痰吸引等業務の登録の申請及び登録）

第2条 法第48条の3第2項及び法附則第27条第1項の規定による申請をしようとする者は，「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書」（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は，その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は，その住民票の写し（鹿児島県内に居住する者を除く）
- 三 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」（別記第1号様式の2）
- 四 「社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書」（別記第1号様式の3）
- 五 「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類」（別記第1号様式の4）

2 前項の規定により登録を申請した者が，法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し，法第48条の4の各号のいずれにも該当しないときは，知事は，法第48条の5及び法附則第27条第2項の規定に基づき，「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録簿」（別記第2号様式）により登録し，登録者に通知する。

（事業者の登録変更）

第3条 前条により登録を受けた者は，法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ，同項第4号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく，「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録変更届出書」（別記第3号様式の2）を，法第48条の6第1項の規定に基づき，知事に提出しなければならない。

2 実施する喀痰吸引等業務（特定行為業務）の行為を追加しようとする場合にはあらかじめ，「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書」（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

3 登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）を行う必要がなくなったときは，法第48条の6第2項の規定に基づき，登録を辞退する日の一月前までに「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書」（別記第3号様式の3）を知事に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があつたときは，当該登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録は，その効力を失う。

（事業者の登録の取消し等）

第4条 第2条により登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法48条の7の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命ずることができる。

- 一 法第48条の4各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき
- 二 法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
- 三 法第48条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

（認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録）

第5条 省令附則第5条の規定による申請をしようとする者（省令別表第一号及び第二号研修修了者に限る。）は、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第一号、第二号研修対象）」（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し（鹿児島県内に居住する者を除く）
- 二 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書」（別記第4号様式の3）
- 三 喀痰吸引等研修の修了証明書の写し

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第一号、第二号研修修了者）」（別記第5号様式）に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（別記第6号様式）により登録する。

- 一 法附則第3条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者という。」）の氏名及び生年月日
- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- 三 その他必要な事項

（認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託）

第6条 法附則第12条第1項及び施行令附則第5条の規定に基づき、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する業務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務、喀痰吸引等研修の課程修了に係る認定の事務及び認定証の交付の拒否に係る事務を除く。）の全部又は一部を登録研修機関に委託するときは、省令附則第9条の規定に基づき、あらかじめ知事と登録研修機関の間で委託契約書を作成して行うものとする。

2 前条の規定により知事の委託を受けた登録研修機関に、前条第1項の申請が行われ、登録を申請した者が、法附則第11条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、登録研修機関は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第一号、第二号研修修了者）」（別記第5号様式の2）に次に掲げる事項を記載して交付し、知事は「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（別記第6号様式）により登録する。

- 一 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日

二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為

三 その他必要な事項

- 3 第1項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、法附則第12条第2項の規定に基づき、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等）

第7条 認定特定行為業務従事者は、省令附則第5条各号に掲げる事項に変更があったときは、省令附則第7条の規定により、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の提出に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合には、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（別記第8号様式）に、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 認定特定行為業務従事者は、省令附則第8条第1項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失ったときは、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（別記第8号様式）を、汚損した場合にあっては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第8条第2項の規定に基づき、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

（死亡等の届出）

第7条の2 認定特定行為業務従事者が次の表の左欄のいずれかに該当するに至った場合には、同表中欄の当該各号に掲げる者は、遅滞なく、同表右欄に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

なお、死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合は、認定特定行為業務従事者認定証を添付するものとする。

届出を行う場合	届出を行う者	届出書
死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合	戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する届出義務者	死亡等届出書(別記第8号様式の2)
<u>法附則第11条第3項第1号</u> に該当するに至った場合	当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人	心身の故障に係る届出書(別記第8号様式の3)
<u>法附則第11条第3項第2号</u> から第4号までのいずれかに該当するに至った場合	当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人	死亡等届出書(別記第8号様式の2)

（特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納）

第8条 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法附則第11条第4項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定取消書」（別記第

9号様式)により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

一 法附則第11条第3項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合

二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があった場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

2 前項の規定により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第4条第1項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

3 第1項の規定に基づいて、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」(別記第10号様式)により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命じた場合は、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」(別記第10号様式の2)により、施行令附則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、当該他の都道府県知事に通知するものとする。

(認定特定行為業務従事者認定の辞退)

第9条 第5条、第6条、第17条の規定により認定を受けた者が、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の一月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(登録研修機関の登録申請)

第10条 法附則第13条の規定による申請をしようとする者は、省令附則第10条第1項の規定に基づき、「登録研修機関登録申請書」(別記第12号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第7条の規定に該当しない旨の誓約書」(別記第12号様式の2)

四 「登録研修機関登録適合書類」(別記第12号様式の3)

五 省令附則第14条に規定される業務規程

六 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に係る資料

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第15条第1項及び省令附則第11条に掲げる要件の全てに適合し、法附則第14条の各号いずれにも該当しないときは、知事は法附則第15条第2項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」(別記第13号様式)に次に掲げる事項を記載して登録し、登録者に通知する。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 事業所の名称及び所在地

四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

五 喀痰吸引等研修の課程

（登録研修機関の登録の更新等）

第 11 条 前条により登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、前条第 2 項各号（第 1 号を除く。）の内容を更新するときは、法附則第 16 条及び施行令附則第 6 条の規定に基づき、5 年ごとに、「登録研修機関登録更新申請書」（別記第 14 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 登録研修機関が、前項の規定による更新を受けなかったときは、その期間の経過によってその効力を失う。

3 登録研修機関は、登録された内容に変更があったときは、法附則第 18 条に基づき、あらかじめ「登録研修機関変更登録届出書」（別記第 14 号様式の 2）を知事に提出しなければならない。

4 登録研修機関は、登録された業務規程の内容に変更があったときは、法附則第 19 条第 1 項の規定に基づき、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、「登録研修機関業務規程変更届出書」（別記第 15 号様式）を知事に提出しなければならない。

（修了証明書の交付等）

第 12 条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、第 10 条第 1 項の「研修修了証明書」を交付するものとする。

2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、管理するものとし、年度ごとに県に提出するものとする。

3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

（登録研修機関の休廃止及び再開）

第 13 条 登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第 20 条及び省令附則第 15 条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」（別記第 16 号様式）を、休廃止する日の一月前までに、知事に提出しなければならない。

2 登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を再開しようとするときは、「登録研修機関再開届出書」（別記第 17 号様式）を、再開する日の一月前までに、知事に提出しなければならない。

（適合命令）

第 14 条 知事は、登録研修機関が法附則第 15 条第 1 項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法附則第 21 条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第 15 条 知事は、登録研修機関が法附則第 17 条の規定に違反していると認めるときは、法附則第 22 条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必

要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録研修機関の登録の取消し等）

第16条 登録研修機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法附則第23条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 法附則第14条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき
- 二 法附則第13条から第18条までの規定に違反したとき
- 三 法附則第21条の規定による適合命令又は法附則第22条の規定による改善命令に違反したとき
- 四 法附則第25条において準用する法第17条の規定に違反したとき
- 五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

（公示）

第17条 知事は次の各号の一に該当するときは、法第48条の8及び法附則第24条の規定に基づき、その旨を公示するものとする。

- 一 登録したとき
- 二 法第48条の6第1項又は法附則第18条の規定による届け出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る）があったとき
- 三 法第48条の6第2項又は法附則第20条の規定による届け出があったとき
- 四 法第48条の7の規定による登録の取消又は喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命じたとき
- 五 法附則第23条の規定による登録の取消又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

2 前項の公示は県ホームページ等で行うものとする。

（帳簿の備付け等）

第18条 法附則第25条において準用する法第17条の規定に基づき、登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（報告）

第19条 法第48条の9若しくは法附則第25条若しくは法附則第27条において準用する法第19条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第20条 法第48条の9若しくは法附則第25条若しくは法附則第27条第2項において準用する法第20条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為

事業者若しくは登録研修機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（関係書類の保存）

第21条 登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者及び登録研修機関が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

一 第2条、第3条、第10条、第11条において規定する登録、更新、変更にかかる申請書及び届出書（各添付書類を含む）は、永年保存とする。

二 前号に掲げるほか、喀痰吸引等業務、特定行為業務及び喀痰吸引等研修にかかる関係書類は、5年保存とする。

2 関係書類の保存は、確実に、かつ、秘密が漏れることのない方法により行う。

3 関係書類の廃棄は、焼却その他復元することができない方法により行う。

附則 この要綱は、平成24年2月24日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附則 この要綱の第7条の2の規定は、令和元年12月14日から施行する。

附則 この要綱の第7条の2及び第13条第2項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。